

地域福祉計画、市町村の 64%作成

厚生労働省は 2013 年 12 月 27 日、2013 年 3 月末現在の市町村の地域福祉計画の策定状況を公表した。計画を「策定済み」が 1,111 か所（全体の 64%）、「策定予定あり」が 142 か所（8%）で、「策定未定」が 489 か所（28%）だった。策定済み市町村のうち、567 か所（51%）は計画を改定済みで、456 か所（41%）も改定予定があると答えた。

策定状況は都道府県で大きな格差があり、静岡・

岐阜・福井・大阪・熊本の 5 府県では全市町村が終了。一方、奈良・鹿児島両県の 3 分の 2 の市町村が策定していない。未策定の理由は「人材・財源等策定体制の不備・不足」（58%）、「他の行政計画により代用」（47%）、「関係機関・他計画との調整が必要」（32%）が多かった。

（福祉新聞・第 2652 号 2014 年 1 月 13 日）

介護福祉士養成施設、定員充足率 69.4%

厚生労働省はこのほど、介護福祉士養成施設の定員充足率が、2013 年度は前年度比 2.9 ポイント増の 69.4%だったことを明らかにした。2 年課程の専修学校は上がり、4 年制大学は下がった。

介護福祉士養成施設の数 は 13 年 4 月 1 日現在、378 校（前年度比 1 校増）。入学定員は 1 万 8,861 人で、前年度より 296 人減った。

これに対し、実際に入学したのは 1 万 3,090 人で、前年度より 360 人増加。定員に対する入学者の割合を示す定員充足率は 69.4%に上がった。

2 年課程の専修学校（220 校）の定員充足率は

75.8%で、前年度比 3.2 ポイント増。一方、4 年制大学（62 校）は 54.1%で 4.9 ポイント減った。

介護福祉士の取得方法は、2015 年度から変わる。現在は養成施設を卒業すれば介護福祉士を取得できるが、2 年課程の場合は 2014 年度の入学者から卒業時に国家試験が課される。

このため、国家試験を避けたい学生が 2013 年度までに入学する「駆け込み需要」の存在を指摘する声もある。

（福祉新聞・第 2652 号 2014 年 1 月 13 日）

「ノーマライゼーション・障害者の福祉」1 月号特集目次

＜特集＞条約批准で新たなステージに

＜新春メッセージ＞

障害者の権利条約締結（高村正彦）

日本の条約批准と障害者団体への期待（ドン・マッケイ）

障害者権利条約の完全実施に向けて（嵐谷安雄）
障害者権利条約一条約を守らせる仕組みを中心に（山崎公士）

＜座談会＞条約批准で新たなステージに

（石野富志三郎・太田修平・久保厚子・三宅祐子・〈司会〉石渡和実）

＜年表＞障害者権利条約批准までのあしあと

＜資料＞

障害者の権利に関する条約（2013 年 10 月 15 日閣議決定仮訳）